

○第二東京弁護士会人権擁護委員会規則

(制定 平成 8 年 3 月 11 日規則第 2 号)

改正 改正 平成 13 年 12 月 11 日規則第 19 号	全部改正 平成 14 年 3 月 12 日規則第 18 号
改正 平成 19 年 3 月 12 日 会則第 5 号改正に伴う改正	改正 平成 20 年 3 月 28 日規則第 22 号
改正 平成 22 年 3 月 4 日規則第 28 号	改正 平成 23 年 3 月 8 日規則第 4 号
改正 平成 24 年 4 月 10 日規則第 7 号	改正 平成 27 年 3 月 25 日規則第 39 号
改正 平成 29 年 2 月 14 日規則第 38 号	改正 令和 4 年 6 月 9 日規則第 45 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、会則第 59 条に基づき人権擁護委員会(以下「委員会」という。)が行う人権侵害事件(以下「事件」という。)及び人権擁護に関する諸問題(以下「人権問題」という。)等の調査、措置及び研究に関する手続を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 委員会は、会則第 59 条に定める職務及びその職務を行うために必要な人権問題についての調査、研究、建議等並びに人権救済基金の運営を行うものとする。

2 委員会は、前項の職務を行うため、委員に、東京地方裁判所管轄区域内において次に掲げる職務を行わせることができる。ただし、特に必要があると委員会で認める場合においては、その区域外においてもその職務を行わせることができる。

- (1) 人権侵害についての調査及び情報の収集
- (2) 人権を侵害された者(以下「被侵害者」という。)の援助又は救護についての措置
- (3) 人権問題の調査、研究及びその公表

(構成及び任期)

第 3 条 委員会は、70 人以内の委員をもって組織する。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

2 委員の任期は 2 年とし、選任された年の 4 月 1 日を始期とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員の互選により、委員長 1 名及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となり議事を進行する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、臨時に委員長の職務を行う。

(部会)

第 5 条 委員会は、第 2 条の職務を行うため、常置又は特別の部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 委員長は、委員の意見を聞き、部会所属の委員及び部会長を指名する。

3 部会長は、部会における調査、研究等に関する手続を統括する。

4 部会は、その担当する事件について調査を遂げたとき又は委員会が求めたときは、調査、研究した結果及びこれに関する意見等を書面をもって委員会に報告する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長の選任前は、会の会長が招集する。

2 招集通知は、議案を示し、委員に発して行う。

(定足数・議決)

第7条 委員会は、委員5人以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委嘱)

第8条 委員会は、事件について必要があるときは、委員以外の弁護士会員その他の弁護士を特別委嘱員として、調査をさせることができる。

2 特別委嘱員の権限と責任は、委嘱を受けた事件の調査に関し、委員と同一とする。

3 特別委嘱員の任期は、委嘱を受けた当該年度の終了時までとする。ただし、当該年度の終了時以前に委嘱された事項に関する任務を完了したときは、そのときをもって任期を終了する。

(秘密の保持)

第9条 委員、特別委嘱員、本会の役員及び職員は、傍聴を許さない委員会の議事及び議決に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 委員会、委員及び特別委嘱員は、事件の調査研究に当たっては秘密を保ち、関係人の名誉を損なうことのないように注意しなければならない。

(傍聴)

第10条 委員会の議事は、弁護士会員及び外国法事務弁護士特別会員のほか、委員会の許可を得た者に限り傍聴することができる。ただし、被侵害者の名誉に関する事項その他公開に適しない事項については、委員会の議決により秘密会とすることができます。

2 前項の定めは、部会の傍聴について準用する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作り、委員長がこれに記名捺印して、本会に保存する。

2 議事録は、公開しない。ただし、委員会は、その議決により、議事録を公表し、又はその閲覧若しくは謄写を許可することができる。

(事件簿及び事件記録)

第12条 委員会は、事件の処理につき事件簿を作り、次の事項を記載するものとする。

(1) 申立人の氏名、住所又は居所及び連絡方法

- (2) 申立受理の年月日、受理番号及び事件名
 - (3) 侵害者又は相手方の氏名又は名称
 - (4) 調査の開始又は不開始及びその決定の年月日
 - (5) 調査を担当する委員若しくは特別委嘱員又は部会に所属する委員の氏名(弁護士であって、職務上の氏名を使用している者の場合には、職務上の氏名をいう。)
 - (6) 調査報告が委員会において承認された年月日
 - (7) 措置、不措置、中止又は休止の決定の年月日
 - (8) 措置の決定がされた場合、当該措置の種類及び概要
- 2 委員会は、事件の処理につき、申立書、照会書、回答書、調査結果報告書等を編綴した事件記録を作り保存する。
- 3 事件簿及び事件記録は公開しない。ただし、委員会が必要ありと認める議決をしたときは、これを公開することができる。
- (除斥)

第 13 条 委員又は特別委嘱員は、自己、配偶者若しくは3親等内の親族、事務所を同じくする弁護士会員若しくは外国法事務弁護士特別会員、自己の所属する弁護士法人、外国法事務弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はその社員若しくは使用人である弁護士会員若しくは外国法事務弁護士特別会員に関する事件の調査及び議事から除斥される。

(忌避)

第 14 条 委員又は特別委嘱員が前条又は次の各号の一に該当し、その他調査又は議事の公正を害するおそれがあるときは、申立人、相手方その他関係人は、委員会に忌避を申立てることができる。

- (1) 委員が当該事件に関連する事件の証人又は鑑定人となったとき。
 - (2) 委員が申立人、相手方その他利害関係人の代理人、弁護人又は保佐人になったとき。
 - (3) 委員が公務員として当該事件に関連する事件を職務上取扱ったとき。
 - (4) 委員が当該事件に関連する事件について、申立人、相手方その他利害関係人から事件処理の依頼を受け、これに応じたとき。
- 2 忌避の申立てを受けた委員は、忌避を不相当と認める委員会の議決が終了するまでには、当該事件の調査及び議事に関与することができず、忌避を相当と認める委員会の議決がされたときは、以後当該忌避事件の調査及び議事に関与することができない。
- 3 委員会は、忌避の申立てに対して速やかに議決する。
- 4 忌避の申立てを受けた委員は、自己の忌避に関する議事に関与できない。
- (回避)

第 15 条 委員又は特別委嘱員は、事件の調査及び議事の公正を疑われるおそれがあるときは、回避することができる。

(緊急措置)

第 16 条 緊急の措置を必要としこの規則に定める手続を経ることができないときは、委員長は、会長と協議のうえ適切な措置を取り、その結果を委員会へ報告する。

(委員会の運営)

第 17 条 委員会の運営につき会則及びこの規則に定めのない事項については、委員会一般規則(平成 14 年規則第 17 号)の定めるところによる。

第 2 章 調査手続

(調査の目的)

第 18 条 調査は、人権の侵害又はそのおそれのある事実の有無及び人権擁護のために執るべき措置を明らかにするために行う。

(事件の申立て)

第 19 条 何人も、人権侵害又はそのおそれのある事実があるときは、委員会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した日本語の書面により事件の申立てをすることができる。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申立人の氏名、住所又は居所及び連絡方法
- (2) 侵害者又は相手方の氏名又は名称
- (3) 申立事件の概要
- (4) 申立事件の処理等についての要望

2 前項の日本語の書面による事件の申立ては、委員会の定める書式に基づいてしなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

3 委員長は、第 1 項に規定する申立てを受けたときは、遅滞なく、事件を担当する委員又は部会を定め、これを付託する。

(調査の開始及び不開始)

第 20 条 委員会は、前条に規定する申立てを受けた事件及び日本弁護士連合会、弁護士会連合会又は他の弁護士会(以下「弁護士会等」という。)から移送のあった事件につき調査を開始する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件については、調査を開始しないことができる。

- (1) 人権救済を求める内容でないことが一見明白な事件
- (2) 内容が意味不明又は理解不能の事件
- (3) 委員会が過去に調査不開始又は不措置と決定した事件と同一内容の事件
- (4) 委員会が既にした処理に対する異議、苦情又は求釈明等を内容とする事件
- (5) 事案の性質、委員会の調査能力その他の事情により、第 28 条に掲げる措置をとることが見込まれないことが明らかな事件
- (6) 申立人を特定できず、又は申立人と連絡をとることができない事件
- (7) 内容が不明確であり、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、その期間内に補正がされない事件

- (8) 既に本会又は弁護士会等に申立てがされたものと同一内容の事件
 - (9) 司法手続その他の方法により救済することが相当と認められる事件
 - (10) 申立てが前条に規定する要件を欠き、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、その期間内に補正がされない事件
- 2 事件を担当する委員又は部会は、前項各号の事件に該当するか否かの判断をするために必要があるときは、予備審査を行うことができる。この場合においては、当該委員又は部会は、予備審査報告書を作成して、速やかに委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項本文に規定する事件のほか、委員会が、人権が侵害され、又はそのおそれがあると特に認めた事件につき調査を開始することができる。
- 4 委員会は、調査を遂げてからではその目的を達することができないおそれのある場合その他必要がある場合、侵害者、相手方その他の者に対し、前条の申立ての概要等を通知することができる。

(移送等)

第21条 委員会は、前条の規定にかかわらず、特定の弁護士会等において調査及び研究することが相当と認められる事件については、当該弁護士会等の意見を聴いた上、当該弁護士会等に移送することができる。

- 2 委員会は、前項の規定に基づき移送をした場合、申立人に対してその旨を通知しなければならない。

(調査の方法)

第22条 委員会は、調査のため、申立人、相手方その他の関係人に対し、説明及び資料の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、弁護士会等、公務所又は公私の団体等に対し調査を依頼し、その協力を求めることができる。

- 3 委員会は、弁護士会等及び当会の他の委員会等と共同して調査することができる。
(相手方等に対する照会)

第23条 委員会は、第28条に定める措置のうち、勧告又は警告の措置を講じようとするときは、あらかじめ当該措置の相手方等関係人に説明又は資料の提出を求めなければならない。

(調査結果の記録)

第24条 調査の結果は、聴取書の作成、録音、録画その他適当な方法により記録する。

(調査報告書)

第25条 調査を担当した委員、特別委嘱員又は部会は、当該調査が終了したときは、速やかに、調査結果及び事件処理に関する意見を記載した調査報告書を作成し、これを委員会に提出して、その報告をする。

2 前項の調査報告書の提出は、原則として、事件の付託から1年以内にしなければならない。

(調査費用)

第26条 委員会は、調査を担当した委員又は特別委嘱員に対し、事件の調査及び処理に要する全部又は一部の費用及び日当を支給することができる。

(嘱託調査)

第27条 弁護士会等から調査の嘱託がされたときは、委員会は、その議決により、嘱託に応じることが相当と認められるものは、嘱託事項の調査を開始する。

2 委員会は、前項の嘱託事項につき、委員会の議決を経た上、会長と協議し、当該議決の定めるところに従い、嘱託のあった弁護士会等へ回答する。

第3章 決定及び執行

(措置)

第28条 委員会は、調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認めるときは、次に掲げる措置の決定をするものとする。

- (1) 司法的措置 告発、準起訴等の手続をとり、又はこれらに協力すること。
- (2) 警告 侵害者又はその監督機関等に対し、本会の意見を通告し、反省を求めること。
- (3) 勧告 侵害者又はその監督機関等に対し、被侵害者への救済又は今後の侵害の防止につき、適切な処置をとることを求めること。
- (4) 要望 侵害者又はその監督機関等に対し、本会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待すること。
- (5) 助言・協力 被侵害者又は申立人等に対し、被害の救済又は侵害の防止につき、適切な助言を与え、又は必要な措置をとることに協力すること。

2 委員会は、調査の結果、制度又はその運用が、憲法、国際法等に定められた人権を侵害し、又はその疑いがある場合には、相手方又はその関係機関等に対し、前項の措置のほか、適切な処置をとるよう意見を表明できる。

(不措置)

第29条 委員会は、調査の結果、前条の措置をとるには至らないと認めるときは、不措置の決定を行うものとする。

(中止)

第30条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由等により調査の継続が困難又は不相当であると認めるときは、調査を中止することができる。

- (1) 申立人から取下げがなされたとき。
- (2) 申立人又は関係者の死亡又は行方不明が明らかになったとき。
- (3) 申立人又は関係者の協力が得られないとき。
- (4) 申立人又は関係者から個人情報の第三者提供の同意が得られないとき。

(休止)

第31条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由等により調査の実施が困難又は不相当であると認めるときは、休止の決定をすることができる。

- (1) 申立人から休止の申し出があるとき。
- (2) 弁護士会等、司法機関、行政庁その他公私の団体による措置等が見込まれ、かつ、調査の継続又は前3条の決定をすることが相当でないとき。

2 前項の決定をする場合は、調査を再開する事由を定めなければならない。

3 委員会は、休止決定書に記載された調査を再開すべき事由その他相当な事由が生じたときは、休止事件の調査を再開する。

4 委員長は、就任した後速やかに、休止事件につき再開事由の有無を点検しなければならない。

(執行)

第32条 委員長は、第28条の決定がされたときは、会長と協議のうえ、速やかに適切な方法により当該決定を執行する。

2 委員会は、第28条から第31条までのいずれかの決定がされたときは、その内容及び理由の要旨を、申立人に通知しなければならない。ただし、第30条の決定にあっては、申立人からの照会があった場合に限る。

3 委員会は、第28条第1項第2号から同項第4号までのいずれかの決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定の内容及び理由を文書により通知しなければならない。

(公表等)

第33条 委員会は、第28条の決定の内容及び理由を一般に公表する必要があるとき又は名宛人が前条第3項の通知を受領しないときは、会長と協議のうえ、記者会見等の適切な措置をとることができる。

(相手方等の意見陳述)

第34条 委員会は、第28条第1項第2号から同項第4号までのいずれかの決定により、警告、勧告又は要望を受けた者に対して、委員会に対する意見陳述の機会を与えなくてはならない。

(再調査)

第35条 委員会は、第28条から第31条までのいずれかの決定をした後であっても、前条に規定する意見陳述の結果、調査を再開することを相当と認めるときその他相当の事由が生じたときは、調査を再開することができる。

2 前項の調査については、第2章及び本章の規定を準用する。

3 第1項の調査に基づく決定が、従前の決定と抵触する場合は、当該抵触する部分に限り従前の措置の決定は、効力を失う。

附 則

第1条 この規則は、公示の日から施行する。

(平成8年3月27日公示)

この規則は、施行前に受理された事件にも適用する。

第2条 昭和31年4月施行の(旧)委員会規則第2章特則第1節及び人権擁護委員会事件処理準則は廃止する。ただし、従前の規則によって生じた効力は、その廃止後もなおその効力を有する。

第3条 第3条第2項の委員の任期改正に伴う経過措置として、この規則施行の際、現に委員会の委員である者のうち、平成6年4月1日に選任された者については、その任期は平成8年3月末日までとし、平成7年4月1日に選任された者については、その任期は平成9年3月末日までとする。

(平成8年3月27日公示)

附 則(改正 平成13年12月11日規則第19号)

第31条第7号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日から施行する。

(平成13年12月20日 日本弁護士連合会承認)

(平成13年12月25日 公示)

附 則(全部改正 平成14年3月12日規則第18号)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年3月15日 日本弁護士連合会承認)

(平成14年3月25日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成20年3月28日規則第22号)

第8条、第12条から第15条まで、第19条から第23条(見出しを含む。)まで及び第25条から第36条までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成20年5月7日 日本弁護士連合会承認)

(平成20年5月14日 公示)

附 則(改正 平成22年3月4日規則第28号)

第12条第1項第5号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年5月6日　日本弁護士連合会承認)

(平成22年5月26日　公示)

附　則(改正　平成23年3月8日規則第4号)

第2条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月17日　日本弁護士連合会承認)

(平成23年4月1日　公示)

附　則(改正　平成24年4月10日規則第7号)

第11条第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年4月12日　日本弁護士連合会承認)

(平成24年4月27日　公示)

附　則(改正　平成27年3月25日規則第39号)

第10条第1項及び第13条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

(平成27年8月20日　日本弁護士連合会)

(平成27年9月20日　公示)

附　則(改正　平成29年2月14日規則第38号)

第3条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月16日　日本弁護士連合会承認)

(平成29年3月30日　公示)

附　則(改正　令和4年6月9日規則第45号)

第13条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、令和4年11月1日から施行する。

(令和4年10月18日　日本弁護士連合会承認)

(令和4年11月1日　公示)